

## 滋賀県市町村職員退職手当組合企業職員等の退職手当に関する規則

(昭和 58 年 6 月 30 日規則第 1 号)  
改 正 平成 13 年 10 月 1 日規則第 6 号

(目的)

第 1 条 この規則は、滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例（昭和 58 年条例第 3 号）第 18 条の規定に基づき、企業職員等の退職手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当)

第 2 条 企業職員等に対する退職手当の額および支給方法等については、滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例による。

付 則

この規則は、昭和 58 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 13 年 10 月 1 日から適用する。